



消費税率10%で住宅を新築または
リフォームする方へ

次世代住宅 ポイント制度

をご存じですか? 

 **新築最大35万円相当、リフォーム最大30万円相当のポイントが発行されます。**

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合にポイントの特例あり

 **ポイントは、様々な商品*に交換できます。**

 **すまい給付金や住宅ローン減税と併用できます。**

*ポイント交換可能な商品は随時追加されております。具体的な商品の内容については、事務局ホームページでご確認ください。

制度の概要は裏面をご覧ください ▶

次世代住宅ポイントの概要

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、様々な商品と交換可能なポイントを発行します。

対象期間

	①工事請負契約	②建築着工	③売買契約	④引渡し
新築 (注文住宅) ^{*1}	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日		—	
新築 (分譲住宅) ^{*2}	平成30年12月21日 ～ 令和2年3月31日	工事請負契約 ～ 令和2年3月31日	平成30年12月21日 ～ 令和2年3月31日	令和元年10月1日 以降
リフォーム ^{*1}	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日		—	

- 新築は、引渡し後に申請者が自ら居住する住宅が対象です。

*1 平成30年12月21日～平成31年3月31日までに工事請負契約を行い、令和元年10月1日以降に建築着工した消費税率8%の住宅も特例的に対象。

*2 平成30年12月20日までに完成済みの新築住宅であって、平成30年12月21日～令和元年12月20日に売買契約を締結したものも対象。

申請方法

事務局への郵送、または、受付窓口への持参により申請できます。

◆ 申請期限等

ポイントの発行申請期限	令和2年3月31日(予定) ※予算の執行状況に応じて公表します。
ポイントの交換申込期限	令和2年6月30日

- 工事完了前であっても、請負契約の締結(分譲住宅の場合は売買契約)以降^{*3}、必要な書類が揃い次第、ポイント発行申請することができます。
- 申請には、ポイント発行対象となる性能を証明する書類や工事前後の写真などの提出が必要です。
- 工事完了前にポイント発行申請を行った場合、工事完了後に別途完了報告の提出が必要です。
(完了報告を実施しない場合は、発行されたポイントは無効となります。)

*3 戸別のリフォーム申請については、請負契約金額の代金が1,000万円(税込)以上の場合に限ります。

★詳しくは申請の手引きをご確認ください。申請の手引きは事務局ホームページよりダウンロードできます。

次世代住宅ポイント事務局



0570-001-339

受付時間：9時～17時(土・日・祝を含む) 一部のIP電話等からは 042-303-1553

※電話番号はお間違えの無いようお願いいたします。

次世代住宅ポイント制度

検索

<https://www.jisedai-points.jp>